

一般廃棄物収集運搬業許可証

葉山町指令第 84 号

住 所 横須賀市内川2丁目5番50号

氏 名 株式会社 リフレックス  
代表取締役 本田 雅昭

(法人にあつては、名称  
及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項  
(第7条の2第1項)の許可を受けたものであることを証します。

令和 4 年 4 月 1 日

葉山町長 山梨 崇仁

COPY

許可年月日	令和 4 年 4 月 1 日
許可番号	葉山町許可第 3 号
取り扱う一般廃棄物の種類	燃やすごみ・草木類
収集及び運搬の別	収集・運搬(積替え、保管を除く)
営業許可区域	葉山町内全域
営業所の所在地及び名称	葉山町下山口2050番地 株式会社 リフレックス 葉山営業所
許可期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

## 許可条件

葉山町の一般廃棄物収集運搬(処分)業許可を受ける者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 町が策定する一般廃棄物処理計画に基づく分別の区分により搬出しなければならない。
- (2) 町の施設で処分する場合は、町の定める分別の種類ごとに決められた時間前までに搬入すること。又、車両にて搬入する場合は2名以上で搬入すること。
- (3) 搬出物が飛散し、流出し、又は臭気を発生しないよう衛生的な搬出に努めなければならない。
- (4) 収集場所等及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。
- (5) 法定伝染病患者の排泄物又は排泄物が付着したもので消毒を施さないものを混入させてはならない。
- (6) この許可証に記載がなく、あらたに発生する問題については、町長と協議し許可を受けたものが解決するものとする。
- (7) この許可条件に示した事項に違反し、又は町長の指示に従わないときはこの許可を取り消すものとし、かつ許可を受けたものが負うべき損害については、町長はその責を負わないこととする。